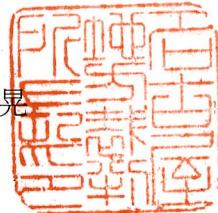


名地裁総第544号

令和5年6月5日

山中理司様

名古屋地方裁判所長 吉村典晃



司法行政文書不開示通知書

令和4年7月4日付け（同月7日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 夜間休日の当番を失念した裁判官の氏名が書いてある文書（令和元年度以降のもの）
- (2) 日直裁判官執務室に備え付けられている、勾留ノウハウ（最新版）

2 開示しないこととした理由

- (1) 1の(1)の文書には、個人識別情報（氏名等）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記載されており、この文書は、全体として行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、開示しないこととした。

- (2) 司法行政文書開示手続の対象となる文書は、司法行政事務に関して作成し、又は取得した文書であるところ、1の(2)の文書は、裁判事務に関する文書であって、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話 052 (203) 9802